

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成26年12月1日

八尾市監査委員	田 中	清
同	八 百 康	子
同	杉 本 春	夫
同	小 林	貢

記

1 措置の通知

平成25年度定期監査（会計課）の結果に対する措置の通知

平成26年11月20日付け 八会第60号

平成25年度定期監査（選挙管理委員会事務局）の結果に対する措置の通知

平成26年11月19日付け 八選管第355号

平成25年度定期監査（農業委員会事務局）の結果に対する措置の通知

平成26年11月18日付け 八農委第12号

平成25年度定期監査（固定資産評価審査委員会事務局）の結果に対する措置の通知

平成26年11月25日付け 八固資第6号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

定期監査の結果に対する措置の内容

会計課

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>1 契約事務について 業務委託契約締結に係る伺書において、随意契約における地方自治法施行令の適用条項が適切でないものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況   1. 措置済み（平成26年4月30日） 随意契約における適用条項について、課内で周知を図り適正な事務処理を行うよう改めました。</p>
<p>2 備品管理事務について 備品の交付要求票において、主管出納員欄に出納員でない者の押印がされているものが見受けられたので、適正な事務処理の確保に努めること。</p>	<p>措置状況   1. 措置済み（平成26年4月30日） 担当課より提出された物品交付要求票について、内容の確認を徹底し、適切な事務処理を行うよう改めました。 また、6月30日開催の会計事務研修において、担当課職員に対し、出納員の役割等について説明し、適正な事務処理を行うよう周知徹底を図りました。</p>

定期監査の結果に対する措置の内容

選挙管理委員会事務局

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>1 会計事務について                      細節間流用決定書において決裁が不足しているもの、また、物品検収書兼購入通知書において消去可能なペンを使用しているものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況   1. 措置済(平成 26 年 5 月 1 日)                      事務局内にて指摘事項の共有を図り、細節間流用決定書における決裁については、八尾市事務処理規程に基づき、適正な決裁区分にて事務処理を行うよう改めました。                      物品検収書兼購入通知書の修正について、適正な処理を行うよう改めました。</p>
<p>2 文書事務について                      伺書において、決裁が不足しているものや決裁日等の記載がないもの、廃棄年月が誤っているもの等が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況   1. 措置済(平成 26 年 5 月 1 日)                      事務局内にて指摘事項の共有を図り、伺書における、決裁区分や決裁日等の記載について、八尾市文書取扱規程に基づき適正な事務処理を行うよう改めました。</p>
<p>3 契約事務について                      契約締結に係る伺書において契約予定金額等の記載がないものや随意契約となる理由の記載がもれているものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況   1. 措置済(平成 26 年 5 月 1 日)                      事務局内にて指摘事項の共有を図り、契約締結に係る伺書における記載内容について、適正な事務処理を行うよう改めました。</p>
<p>4 選挙人名簿の閲覧事務について                      (1) 選挙人名簿抄本閲覧申出書において、受付処理がされていないものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況   1. 措置済(平成 26 年 5 月 1 日)                      事務局内にて指摘事項の共有を図り、選挙人名簿抄本閲覧申出書の受付時には、受付処理の漏れがないよう確認を徹底し、適正な事務処理を行うよう改めました。</p>
<p>(2) 必要事項の記載がもれている選挙人名簿抄本閲覧申出書を受理しているものが見受けられたので、適正な事務処理の確保を行うこと。</p>	<p>措置状況   1. 措置済(平成 26 年 5 月 1 日)                      事務局内にて指摘事項の共有を図り、選挙人名簿抄本閲覧申出書の受付時には、必要事項の記載もれがないよう確認を徹底し、適正な事務処理を行うよう改めました。</p>

<p>5 備品について</p> <p>備品台帳から抽出し、現品と照合したところ、廃棄手続きが行われていないものが見受けられたので、備品台帳の整備を図ること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成 26 年 5 月 19 日)</p> <p>事務局内にて指摘事項の共有を図り、備品台帳と現品を改めて照合し、廃棄手続きが行われていなかったものについては、適正な事務処理を行いました。</p>
--	---

定期監査の結果に対する措置の内容

農業委員会事務局

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>1 証明発行事務について</p> <p>(1) 農地関係諸証明手数料について、現金徴収後、金融機関に納入するまで日数を要しているものが見受けられた。公金の管理、特に現金等の取扱い及び保管方法については、従前より厳正かつ適正に取り扱うよう注意喚起が行われている。</p> <p>公金の管理についてはその重要性を再認識し、八尾市農業委員会事務局規程に基づき、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況   1. 措置済（平成 26 年 4 月 25 日）</p> <p>農地関係諸証明手数料については、領収後速やかに金融機関に納入するよう改めました。</p>
<p>(2) 農地基本台帳に基づく証明書を発行する際の申請者及び代理人についての本人確認等について、取扱いがルール化されておらず、確認事項が明確となっていなかったため、八尾市個人情報保護条例の施行に関する八尾市農業委員会規程に基づき、個人情報の適正な管理を行うこと。</p>	<p>措置状況   1. 措置済（平成 26 年 4 月 25 日）</p> <p>農地基本台帳に基づく証明書を発行する際は、窓口に来られた方の本人確認を徹底するよう改めました。</p> <p>また、代理人が窓口に来られた場合は、依頼者からの委任状の提出と代理人本人の確認を徹底して行うよう改めました。</p>
<p>2 文書事務について</p> <p>伺書や文書処理簿において、修正テープを使用しているものなどが見受けられたため、八尾市農業委員会事務局規程に基づき適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況   1. 措置済（平成 26 年 4 月 25 日）</p> <p>指摘された事項について局内で周知を図り、伺書や文書処理簿において、適正な処理を行うよう改めました。</p>

定期監査の結果に対する措置の内容

固定資産評価審査委員会事務局

指摘事項	講じた措置又は経過の報告				
1 文書事務について 伺書において、施行日及び完結日の記入のないものが見受けられたので、八尾市文書取扱規程等に基づき適正な事務処理を行うこと。	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="561 318 705 353">措置状況</th><th data-bbox="705 318 1449 353">1. 措置済み（平成 26 年 4 月 22 日）</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2" data-bbox="561 353 1449 598">伺書の施行日等の記入について、適正に行うよう改めました。また、「文書の取り扱い等」について、当委員会規程に定めがなかったことから、八尾市固定資産評価審査委員会規程の改正を行いました。</td></tr></tbody></table>	措置状況	1. 措置済み（平成 26 年 4 月 22 日）	伺書の施行日等の記入について、適正に行うよう改めました。また、「文書の取り扱い等」について、当委員会規程に定めがなかったことから、八尾市固定資産評価審査委員会規程の改正を行いました。	
措置状況	1. 措置済み（平成 26 年 4 月 22 日）				
伺書の施行日等の記入について、適正に行うよう改めました。また、「文書の取り扱い等」について、当委員会規程に定めがなかったことから、八尾市固定資産評価審査委員会規程の改正を行いました。					